

特殊詐欺被害防止に向けた ATM 利用限度額の変更の お知らせ

2026年2月1日

お客さま各位

高知県信用農業協同組合連合会

平素より当会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当会では、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の発生状況を受け、お客さまが安心してキャッシュカードなどをご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に取り組んでおります。

このたび、ATMにおいてお客さまの貯金が不正に払い出される特殊詐欺の犯罪が増加していることを受けて、2026年4月1日よりキャッシュカードなどによる取引時の1日あたりの利用限度額を以下のとおり引き下げいたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、警察庁からの要請も踏まえた対応であり、ご理解賜りたくお願ひいたします。

媒体種別	対象取引 ^{*1)}	変更前	変更後
IC キャッシュカード	IC 取引	100万円	50万円 ^{*2}
磁気ストライプ キャッシュカード、通帳	磁気取引	50万円	50万円

※ご利用限度額を超えるお引き出しの場合はお近くのJA窓口までお越しください。

※ご利用限度額の変更をご希望される場合は、お取引店舗にお問い合わせください。

※70歳以上かつ3年以上、窓口またはATMでのお取引がないお客様は、引き続きご利用限度額を10万円とさせていただきます。

*1) ATM および窓口（ピンパッド）でのお引出し、振込等が対象となります。

*2) すでに利用限度額を個別に変更されている場合は変更対象外となります。